



「まいにち笑顔 みんなが笑顔」



参加する権利

皆さんに関わることとして、今年の4月1日から始まった日本の国の決まりがありますが、知っていますか？ それは、「こども基本法」という法律です。「こども基本法」というのは、子供一人一人が大切にされ、幸せに暮らしていくための決め事を示したものです。詳しくは、こども家庭庁からでている資料もあるので、興味があったら見てください。

（「おしえて！こども基本法（やさしい版）」 <https://youtu.be/NMw-JqACFLM&t=14s>）

「こども基本法は」国の決まりですが、実は、日野市では同じような決まりとして「日野市子ども条例」というのが15年も前からあります。そして、その決まりが始まった7月1日は、「日野市子ども条例の日」と言って、毎年、日野市役所や図書館などでパネル展示が行われている記念日となっています。

「日野市子ども条例」には、子供たちが健康に育ち、自分らしく生きられるように、みんなが守っていく子供の4つの権利について書かれています。4つの権利とは、「生きる権利」「育つ権利」「守り守られる権利」「参加する権利」です。皆さんには、当たり前のように安心して生活し、遊んだり、学んだり、いじめや差別などから守られることが約束されています。今月は、「ふれあい月間」でしたが、みんなが嫌な思いをすることなく、元気に、楽しく、笑顔で七小に通って来られるようにしていきましょう。（日野市子ども条例 <https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/ikusei/seishonen/1004063.html>）

そして、4つ目の「参加する権利」とは、自分の意見や考えを自由に言うことができ、受け止めてもらう権利です。皆さんにとっての社会とは、学級であったり七小全体であったり、身近な地域であったりします。実は今月初め、学校のことについて考えを聞いてほしいと6年生から3つの提案がありました。そこで、先生たちの会議を開き、6年生の代表にプレゼンテーション（提案）をしてもらい、意見を聞きました。1つは、「シャーペンを使わせてほしい」というものでした。七小には「シャーペンは持ってきません」というルールがありますが、これを見直してもらいたいとの意見でした。もう1つは、「コロナによりできなくなっていた『七小まつり』を子供たちの祭りとして復活してほしい」という意見でした。そしてもう1つは、「七小体育の日を50周年記念として盛り上げるために、全校種目や応援団をやりたい」との意見でした。

どの提案も、そう考えた理由や、やるために気を付けなければならないことなど、よく考えられたものでした。全部そのまま意見を受け入れられるとは限りませんが、「参加する権利」のもと、先生たちで再度考えていきます。また今後、「七小のきまり」やクロムブックの学校での使い方などについても、みんなで考えていきたいと思えます。是非、みなさんの意見を聞かせてください。